

彦根市立病院臨床倫理委員会設置要綱

(設置)

第1条 彦根市立病院(以下「病院」という。)における臨床上の倫理的課題について、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(厚生労働省)、その他の法令、通知、指針等(以下総称して「指針等」という。)の趣旨に沿って倫理的、社会のおよび科学的な観点から継続的に審議、調査または支援(以下「審議等」という。)を行い、必要に応じて病院としての基本方針、手順書等を答申するとともに、医療倫理に関する教育・啓発を推進するため、彦根市立病院臨床倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、院長からの諮問に応じ答申を行うものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項についても審議等を行う。

- (1) 職員から申請のあった臨床上の倫理的課題に関わる事項
- (2) 倫理に関する基本方針、基準等の検討事項
- (3) 院長から諮問された事項
- (4) その他、委員長が指針等に照らして審議等が必要であると認める事項

(委員会の理念)

第3条 委員会は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 患者、親族等の個人のプライバシーを尊重
- (2) 対象者の利益と不利益
- (3) 対象者の理解と同意

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長および副委員長は、院長が委員の中から指名する。

(構成員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者で院長が指名した者とする。

- (1) 医師 2名以上
- (2) 看護師 3名以上
- (3) 薬剤師 1名以上
- (4) 医療技術局職員 1名以上
- (5) 医療ソーシャルワーカー 1名以上
- (6) 事務局職員 1名以上
- (7) 病院外の者のうち、一般の立場から意見を述べることができる者 1名以上

2 院長は、必要があると認める場合は、前項に規定する委員以外の者を臨時の委員(以下「臨時委員」という。)として指名することができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、議事の進行を掌る。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員会は、申請事項について審査委員会および調査委員会に諮らなければならない。

(委員会の審議等)

第8条 委員会は、委員長が招集し、議事の進行を掌る。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 院長は、オブザーバーとして会議に出席することができる。

5 委員長が必要と認めるときは、学識経験者、関係者等に、委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

6 委員は自己の申請に関わる審議の採決には、関与することができない。

7 委員長は必要があると認めた時は、申請者または関係者の出席を求め、説明または意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

8 委員会の決定は、出席委員全員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、記名投票により3分の2以上の委員の合意をもって決定することができる。

9 委員会の審議経過および決定は、記録として保存し、原則として公開とする。ただし、対象者等の人権、財産権等の保護に支障が生じる恐れがある部分は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(審議等の申請方法)

第10条 委員会の審議等を希望する者(以下「申請者」という。)は、臨床倫理審議等申請書(別紙様式)に必要な事項を記入し、申請概要を添えて院長に提出しなければならない。

2 院長は、前項の申請に対して諮問の必要があるときは、速やかに委員会に諮るものとする。

(迅速審議)

第11条 委員長は、院長から諮問された事項が次の各号のいずれかに該当する場合においては、倫理委員会が指名する委員による審議等(以下「迅速審議」という。)に付することができる。

できる。

- (1) 既に委員会の審議等を経た決定事項の軽微な変更案件
- (2) 既に委員会の審議等を経た決定事項の類似案件であると委員長が判断する場合
- (3) 緊急の場合で第7条に規定する会議を開催する暇がないと委員長が判断する場合

2 迅速審議を行う委員については、前項第1号に属する委員1名以上を含む委員3名以上を委員長が予め指名するものとする。なお、迅速審査を担当する委員は、迅速審査が困難と判断する場合、改めて第7条に規定する委員会での審議等を求めることができる。

(審議等の結果)

第12条 委員長は、委員会の結果について速やかに院長に報告する。

2 院長は、委員長から答申について異存がなければ速やかに、申請者に通知するものとする。

(再審議)

第13条 院長は、前条による審議等の結果に承認できない場合は、委員会に対して再審議を求めることができる。

2 申請者は、審議等の結果通知を受けた後、さらに審議等を得ようとする場合は、再度、臨床倫理審議等申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて院長に提出するものとする。

(教育活動)

第14条 委員会は、臨床上の倫理的課題等について、病院職員等を対象に教育活動を行う。

(専門部会)

第15条 委員会は、専門的事項を調査および検討または支援を行うため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、院長が委員会の意見を聴いて指名する。この場合において、指名された職員で、委員会の委員でないものは、第5条第2項に規定する臨時委員とみなす。

(守秘義務)

第16条 委員会の出席者は、委員会で知り得た情報を正当な理由なくして漏洩してはならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、医療安全推進室および事務局病院総務課において行う。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。